

Web 会議システムを利用した会議への出席について（案）

（令和 2 年 月 日）
統計委員会決定

- 1 統計委員会において、感染症等に起因して会議場への参集が困難な場合など委員長が必要と認めるときは、委員長以外の委員（議事に関係のある臨時委員及び専門委員を含む。第 2 項及び第 4 項において同じ。）及び統計委員会運営規則（平成 19 年 10 月 5 日統計委員会決定）第 3 条第 2 項の規定により委員長が議事に関係があると認めた者は、Web 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。
- 2 Web 会議システムを利用した会議への出席は、統計委員会令（平成 19 年政令第 300 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する出席に含めるものとする。Web 会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。
- 3 Web 会議システムを利用した会議への出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。
なお、統計委員会運営規則第 4 条の規定により会議が非公開で行われる場合は、委員長が議事に関係があると認めた者以外の者に視聴させてはならない。
- 4 Web 会議システムを利用した会議への出席は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が、委員長があらかじめ通知した会議場に参集している場合において、利用できるものとする。
- 5 統計委員会におかれた部会及び分科会の Web 会議システムを利用した会議への出席については、第 1 項から前項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは、「部会長又は分科会長」と読み替えるものとする。